

学校において予防すべき感染症による出席停止と諸手続きについて

和歌山県立海南高等学校 海南校舎

生徒が下記の感染症に罹った場合は、学校保健安全法施行規則に基づき、生徒本人の十分な休養と、他の生徒への感染防止のため、学校長の指示により「出席停止」となります。「出席停止」期間中は、出席すべき日数から除外され、欠席にはなりません。

出席停止手続きの流れ

- 1) 医療機関を受診して学校感染症(下表)と診断された場合は、速やかに学校(担任)まで連絡してください。
新型コロナウイルス感染症等に係る疾病及びインフルエンザについては、保護者記入による①「新型コロナウイルス感染症等に係る出席停止届出書」、②「インフルエンザ罹患届出書」のみの提出で結構です。(医療機関による「学校感染症証明書」は不要です)それ以外の学校感染症は、医師による③「学校感染症証明書」を提出してください。
これらの用紙については、学校より自宅へ郵送させていただきますが、本校ホームページからもダウンロードし、印刷し利用していただくこともできます。
※②については、医療機関受診証明書のコピーを裏面に添付してください。
- 2) ③については、医師により、感染の恐れがない(登校許可)と診断された場合、医師に「学校感染症証明書」を記入してもらい、登校時に担任へ提出してください。なお、医師に記入してもらう際に費用がかかる場合があります。
- 3) 医師の指示に従い、登校許可が出るまでは外出せず自宅で安静にしてください。

	対象感染症	出席停止期間の基準
第1種	新型コロナウイルス感染症 エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、痘そう、 南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、 急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び 新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後、2日を経過 するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬 療法が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を 経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	全ての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日間を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれ がないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれ がないと認められるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、 腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれ がないと認めるまで

※感染性胃腸炎について

本校では、医師に「感染性胃腸炎、または感染性胃腸炎の疑いがあるので登校を控えるように」と指示されて、学校長が認めた場合に、「第3種その他の感染症」として出席停止扱いとなります。上記感染症による出席停止の手続きと同じく、登校時に「学校感染症証明書」の提出が必要となります。